

新旧対照表

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
<p>(雇用契約の締結) 第178条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者(第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。<u>第180条第3項及び第5項において同じ。</u>)は、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者である場合には、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(就労) 第179条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。</u></p> <p>(賃金及び工賃) 第180条 (略)</p> <p>2 <u>指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、<u>第3項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p>6 <u>賃金及び第3項に規定する工賃の支払については、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>第184条 (略) (運営規程)</p>	<p>(雇用契約の締結) 第178条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者(第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。<u>第180条第2項及び第4項において同じ。</u>)は、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者である場合には、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(就労) 第179条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(賃金及び工賃) 第180条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、<u>第2項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第184条 (略)</p>

新	旧
<p>2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条中「<u>運営規程</u>」とあるのは「<u>第184条の2に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第91条中「<u>第94条</u>」とあるのは「<u>第185条において読み替えて準用する第94条</u>」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>